

山形県個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

現 行	改 正 案
-----	-------

別表第 1

執行機 関	事 務
1～4	－略－

別表第 1

執行機 関	事 務
1～4	－略－
5 知 事	私立の高等学校等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第2条に規定する高等学校等をいう。以下同じ。）における授業料等の軽減を図るための補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの
6 知 事	高等学校等を退学した後、再び県内の私立の高等学校等に入学した者に対する支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
7 知 事	私立の高等学校等（特別支援学校の高等部を除く。）に在学する生徒等の保護者等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律第3条第2項第3号に規定する保護者等をいう。以下同じ。）に対する奨学のための給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
8 教 育委 員会	山形県立学校の授業料等徴収条例（昭和43年3月県条例第18号）第8条の規定による授業料等の減免に関する事務であって規則で定めるもの
9 教 育委 員会	高等学校等を退学した後、再び県内の公立の高等学校等に入学した者に対する支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
10 教 育委 員会	国立又は公立の高等学校等（特別支援学校の高等部を除く。）に在学する生徒等の保護者等に対する奨学のための給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの

別表第 2

執行機 関	事 務	特定個人情報
1	－略－	
2 知 事	地方税法の規定による県税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であつ	生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護の決定及び実施、就労自立給付金の

別表第 2

執行機 関	事 務	特定個人情報
1	－略－	
2 知 事	地方税法の規定による県税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であつ	生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護の決定及び実施、就労自立給付金若

て規則で定めるもの	支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する情報であって規則で定めるもの
3 及び 4 - 略 -	

て規則で定めるもの	しくは進学準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する情報であって規則で定めるもの
3 及び 4 - 略 -	
5 知事	<p>私立の高等学校等における授業料等の軽減を図るための補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの</p> <p>高等学校等就学支援金の支給に関する法律の規定による高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」という。）の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>高等学校等を退学した後、再び県内の私立の高等学校等に入学した者に対する支援金の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p>
6 知事	<p>高等学校等を退学した後、再び県内の私立の高等学校等に入学した者に対する支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの</p> <p>高等学校等就学支援金の支給に関する法律の規定による就学支援金の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p>
7 知事	<p>私立の高等学校等（特別支援学校の高等部を除く。）に在学する生徒等の保護者等に対する奨学のための給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの</p> <p>高等学校等就学支援金の支給に関する法律の規定による就学支援金の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>高等学校等を退学した後、再び県内の私立の高等学校等に入学した者に対する支援金の支</p>

		給に関する情報であつて規則で定めるもの
8 教 育委 員会	山形県立学校の授業料等徴収条例第8条の規定による授業料等の減免に関する事務であつて規則で定めるもの	高等学校等就学支援金の支給に関する法律の規定による就学支援金の支給に関する情報であつて規則で定めるもの 高等学校等を退学した後、再び県内の公立の高等学校等に入学した者に対する支援金の支給に関する情報であつて規則で定めるもの
9 教 育委 員会	高等学校等を退学した後、再び県内の公立の高等学校等に入学した者に対する支援金の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	高等学校等就学支援金の支給に関する法律の規定による就学支援金の支給に関する情報であつて規則で定めるもの
10 教 育委 員会	国立又は公立の高等学校等（特別支援学校の高等部を除く。）に在学する生徒等の保護者等に対する奨学のための給付金の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	高等学校等就学支援金の支給に関する法律の規定による就学支援金の支給に関する情報であつて規則で定めるもの 高等学校等を退学した後、再び県内の公立の高等学校等に入学した者に対する支援金の支給に関する情報であつて規則で定めるもの